

基金の点検について

令和5年10月13日
内閣官房行政改革推進本部事務局

基金の点検に係る取組

国費を原資として公益法人等に造成される基金については、複数年度にわたり機動的な財政支出ができる利点がある一方で、執行管理の困難さも指摘

- 基金について、①透明性の向上、②余剰資金の有無等に係る点検強化の観点から、平成25年以降、行政事業レビューの枠組みの下、所管府省庁自らが基金シートを活用して執行状況等を点検し、執行の改善を図るとともに、余剰資金は返納する取組を実施
- 行政改革推進会議では、各府省庁が作成・公表した基金シートをもとに、「秋のレビュー」等を通じ、各府省庁の取組を検証

【基金の状況】（令和4年度末）（令和5年9月に公表された基金シートをもとに集計）

基金数：147基金（186基金事業）

基金残高：約16.6兆円

（参考）令和3年度末の状況（令和4年9月に公表された基金シートをもとに集計）

基金数：132基金（164基金事業）

基金残高：約12.9兆円

➤ 本年3月の行政改革推進会議において、基金の点検を強化することを決定し、基金シートにもEBPMの手法を取り入れ

基金の点検のポイント

① 基金方式で実施する必要性

- ✓ 基金で行っている事業が、次の性質のいずれも満たしているか(補助金適正化法施行令)
 - ・ 複数年度にわたる事務・事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があること
 - ・ あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的・効率的な実施に必要であると認められること
- ※ 2つの性質を満たす事業の例:
- ① 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
 - ② 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
 - ③ 当該事業の実施が他の事業の進捗に依存するもの

② 終了予定時期の設定

- ✓ 法律に根拠があるといった場合を除き、終了予定時期(10年以内が基準)が設定されているか

③ 事業効果の発現の担保

- ✓ 研究開発など効果発現に長期間を要する事業を適切に評価できる体制が構築されているか

④ 保有割合

- ✓ 執行状況や具体的な需要等を踏まえた合理的根拠に基づく事業見込みに照らし、基金の規模が適切であるか

⑤ 基金法人等の適格性・役割、管理費

- ✓ 基金法人の役割や管理費、事務局機能の委託先の選定等が適正に管理されているか